

生活衛生関係営業者応援給付金の期間延長等について

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境に直面している飲食業や理・美容業等の生活衛生関係営業を守るために創設した「生活衛生関係営業者応援給付金」について、支給要件の緩和、及び「令和 3 年 1 月 29 日」申請期限の延長を行い、営業継続と感染拡大防止の両立を目指す事業者を支援する。

2 支給要件の緩和（下線部を追加）

申請日における、最近 1 ヶ月又は直近 6 ヶ月の平均売上高が前年または前々年同期比で、50%以上減少していること。

3 申請期限

商工労働観光部「新型コロナ対応！企業応援給付金」に合わせ「令和 3 年 5 月 31 日」まで延長（ただし、「令和 3 年 3 月 31 日」までに日本政策金融公庫への融資申込を完了していること。）

4 申請期限の延長に伴う予算の繰越額

必要な経費として生活衛生指導助成費「10,000 千円」を繰越